

基金協会だより

令和7年8月 第78号

もくじ

- 第63回通常総会・新役員紹介
- 業務報告書及び事業計画書（要約）
- トピックス

ごあいさつ

大分県農業信用基金協会 会長理事 壁村 雄吉



残暑の候、会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より当会の業務運営につきましては、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る6月30日第63回通常総会において役員を選任が行われ、新たに1名の理事が就任致しました。前任者同様、一層のご支援を賜りますようお願い致します。

令和6年度は保証実残高は833億円を確保し、求償権残高については5億円台にまで圧縮することができました。これも皆様方のご協力あってのことと、深く感謝申し上げます。

昨今、生産資材やエネルギーコストの上昇が進む中、農産物への価格転嫁は円滑に進んでおらず、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。当会としても、農業者への信用補完機能を十分に発揮し、農業の生産性向上・付加価値向上により持続的な発展が図られるよう、役職員一丸となって取り組んで参ります。

最後に皆様方のますますのご発展とご多幸を祈念申し上げましてご挨拶と致します。

第63回通常総会開催

令和7年6月30日に通常総会を開催し、提案された議案につきましては、原案どおり承認されました。

○通常総会提案議案

- 第1号議案 第63年度（令和6年度）事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案承認について
- 第2号議案 第64年度（令和7年度）事業計画書案承認について
- 第3号議案 第64年度（令和7年度）理事及び監事の報酬決定について
- 第4号議案 辞任による役員を選任について

○就任ご挨拶

令和7年6月30日の通常総会をもちまして理事に就任しました信貴竜人でございます。

農業信用保証制度を取り巻く情勢も年々厳しくなっている中、基金協会の経営の健全性確保に努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げます。



理事 信貴竜人
(大分県農林水産部審議監)

業務報告書及び事業計画書(要約)

第63年度業務報告書(要約) 令和6年4月1日～令和7年3月31日

○債務保証の状況

農業資金については、農業用機械の導入が進んだこともあり、近代化資金を中心に保証引受が増加しました。また、一般資金については、その他資金が伸び悩んだことから、保証引受は減少しました。

本年度の保証額は、農業近代化資金が12億1,853万円（前年比102.4%）、一般資金については72億3,642万円（前年比89.9%）となりました。

本年度末の債務保証実残高は833億9,984万円（前年比97.9%）となりました。

○代位弁済の状況

代位弁済は、融資機関からの請求に基づき近代化資金等5,403万円（前年比350.4%）の実行を行いました。

求償権の回収は、債務者や連帯保証人からの入金のほか相続人への督促等により5,690万円（前年比58.3%）の回収を行いました。

その結果、本年度末における求償権残高は5億4,983万円（前年比86.1%）となりました。

○基金造成の状況

基金は、代位弁済に係る出資金の造成及び畜産特別資金保証円滑化交付金の受領により、合計で534万円の増加となりました。

その結果、本年度末における基金合計額は48億6,059万円（前年比100.1%）となりました。

○収支の状況

収益については、保証料収入は減少しましたが求償権利息の回収が進み、合計2億9,240万円となりました。

費用については、大口の債務保証損失引当金の戻入などにより合計2億6,026万円となりました。その結果、3,213万円の剰余金を計上しました。

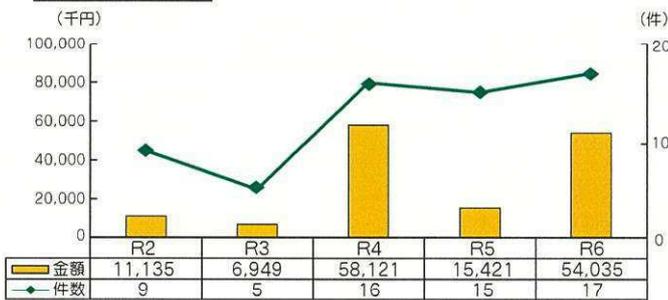
大分県全体の保証引受の推移

○保証引受の推移

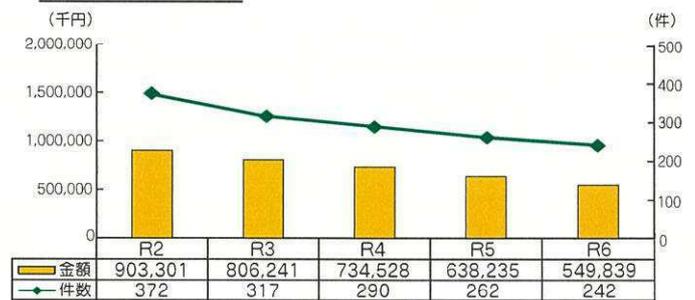


大分県全体の代位弁済、求償権残高の推移

代位弁済の推移



求償権残高の推移



第64年度事業計画書(要約) 令和7年4月1日～令和8年3月31日

○債務保証の引受

農業者等がその生産性向上と経営改善に必要な資金の融通を円滑にするため、関係機関との連携を図り、農業制度資金等の利用促進を行います。

また、災害や経済情勢の変化により支援が必要とされる農業者等に対しては、迅速かつ丁寧な対応に努めます。本年度の債務保証計画は次のとおりです。

(単位：千円)

	新規保証計画	保証残高
近代化資金	1,300,000	5,364,304
改良・就農資金	—	—
一般資金	7,084,000	78,415,193
合計	8,384,000	83,779,497

※ 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しており、合計が一致しない場合があります。

○代位弁済と求償権の管理回収

経営改善が必要な経営体や償還が困難な保証先の把握、関係機関と連携した経営改善計画の見直しや条件緩和措置など、適宜適切な期中管理に努めながら事業再生に向けた支援を行い、代位弁済の未然防止に努めます。

求償権の管理・回収は、電話督促や自宅訪問、不誠実な債務者に対する法的措置などの回収方策をとることにより、固定化債権の低減に努めます。

また、回収が困難と認められる求償権については、償却基準に基づき適宜償却を行います。

(単位：千円)

代位弁済実行額	96,500
求償権回収額	53,800
求償権償却額	40,500
求償権残高	552,030

○財務の健全化と保証基盤の拡充

保証料収入の確保並びに求償権の回収、効率的な基金運用により収益性の改善を図るとともに、諸経費の節減に努めます。

また、融資機関の協力のもと、求償権スライド出資（交付金）等による基金造成を継続し、財務基盤の強化に努めます。

○農業資金の保証伸長に向けた取組及び保証制度の周知

審査課の業務推進担当者を中心に、関係機関とこれまで以上に濃密な協力関係を構築することで農業者等の需要を的確に把握し、農業融資に係る債務保証の伸長に向けて積極的に取り組みます。

また、農業者等が農業経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、農業制度資金の研修会や融資機関向けの研修会等を通して、保証制度の周知徹底を図ります。